



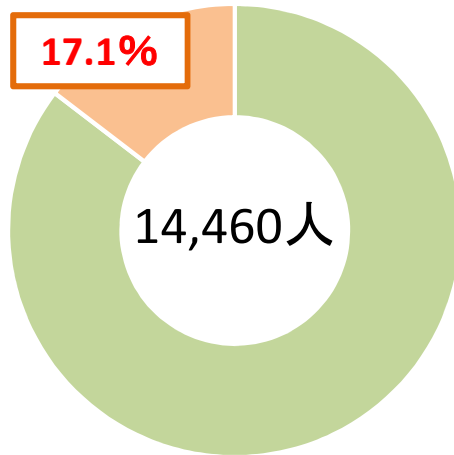
法務省矯正局説明資料

計画期間:令和5年度から令和9年度

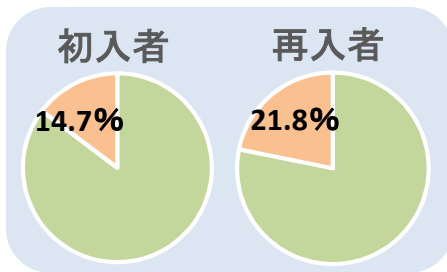
- ① 検査者中の再犯者数及び再犯者率 ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合 ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
④ 主な罪名・特性別2年以内再入率 ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率 ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
⑦ 保護観察付(全部)刑執行猶予及保護観察受少年の再処分者数及び再処分率

矯正施設における居住支援の必要性

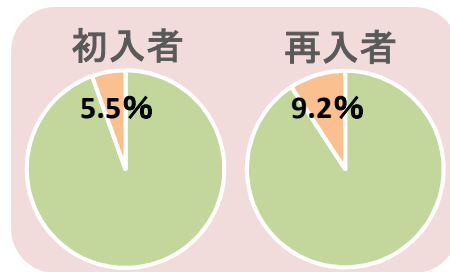
新受刑者のうち住居不定の者の割合(令和4年)^{※1}



男性^{※3}



女性^{※3}

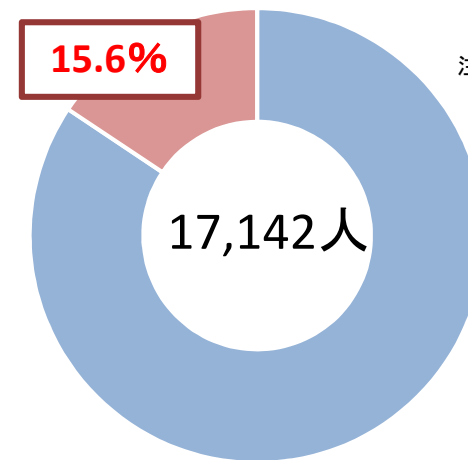


- ・ 新受刑者のうち、約17.1%は住居不定
- ・ 初入者より再入者の方が、また、女性より男性の方が住居不定の割合が高い

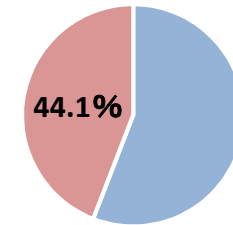
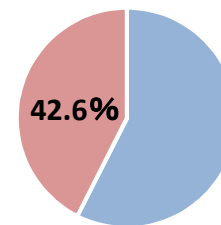
刑務所出所時に帰住先がない者^注の割合^{※2}

(令和4年)

注)「帰住先がない者」とは、
帰住先が不明の者や
暴力団関係者のもとである者
などを含む。



満期釈放者のうち^{※1} 65歳以上の満期釈放者のうち^{※4}
帰住先がない者 帰住先がない者



- ・ 出所者のうち、約15.6%が帰住先なし
- ・ 満期釈放者においては、約42.6%が帰住先なし

帰住先確保のための**居住支援**が重要

(出典)

※1 令和4年矯正統計年報

※2 令和5年版再犯防止推進白書

※3 令和5年版犯罪白書

※4 法務省調査による

刑法等の一部を改正する法律

(令和4年6月13日成立)

令和4年6月
法務省

処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入

背景・経緯

◎再犯防止対策の必要性・重要性

再犯防止施策が着実な成果を上げつつある中、安全・安心な社会の実現のためには、より一層の対策が必要・重要

○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

- ・ 犯罪をした者等に対する指導及び支援については、その者の特性を踏まえて行う（11条1項）
- ・ 指導につき、被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するよう留意（11条2項）
- ・ 再犯の防止に有効な者につき、社会内で指導を受けられるよう、必要な施策を講ずる（21条）

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

犯罪者処遇の充実のための法整備についての法制審議会の答申を踏まえ、所要の措置を講じる。

○平成29年2月 法制審議会に諮問 ～ 令和2年10月 答申

◎ 拘禁刑の創設 [刑法、刑事収容施設法の改正]

○ 懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設

【改正後の刑法12条等】

- | | |
|--|---|
| ・ 懲役は、刑事施設に <u>拘置</u> して <u>所定の作業を行わせる</u> 。 | ・ 拘禁刑は、刑事施設に <u>拘置</u> する。 |
| ・ 禁錮は、刑事施設に <u>拘置</u> する。 | ・ <u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u> 。 |

➤ 現行法上、懲役は、一律に作業を行わせることとされているが、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進

※ 整理法により、他法律の罰則の改正等を行う

◎ 刑の執行猶予制度の拡充等 [刑法、刑事訴訟法、更生保護法等の改正]

- 再度の執行猶予の適用範囲の拡大
- 猶予期間満了後の刑の執行の仕組みの導入
- 再保護観察付執行猶予者の処遇の特則・保護観察処遇の充実

公布後3年以内施行

◎ 施設内・社会内処遇の一層の充実化等 [刑事収容施設法、更生保護法等の改正]

○ 受刑者に対する社会復帰支援

【改正後の刑法106条】

- ・ 刑事施設の長による社会復帰支援（帰住、医療、就業、修学等の支援）を規定
- 刑事施設の長の責務として、より一層の取組を推進

○ 受刑者の資質・環境の調査（処遇調査）における鑑別の活用

【改正後の少鑑法17条1項3号等】

- ・ 刑事施設の長等の依頼による鑑別の対象者を20歳以上の受刑者等にも拡大
- 若年の受刑者を始めとする個々の受刑者の特性に応じた処遇を推進

○ 被害者等の心情等を踏まえた処遇

【改正後の刑法84条の2、103条、
改正後の更生保護法50、57、65条等】

- ・ 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の整備
- ・ 被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育を行うことを明確化
- ・ 被害の回復・軽減に努めるよう指示することを保護観察の指導監督の方法に追加
- 罪を犯した者等に、被害の実情等を直視させ、反省・悔悟の情を深めさせる

○ 刑執行終了者等に対する援助 など

【改正後の更生保護法83条の2、85条、88条の2、
88条の3等】

- ・ 更生緊急保護の充実化（対象拡大、期間延長等）
- ・ 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整に関する規定の新設
- ・ 地域住民等からの相談に応じ助言等の援助を実施 等
- 釈放後の安定した生活のための地域における切れ目ない援助等を実施

公布後1年6月以内施行
※再保護観察付執行猶予者の
処遇の特則部分は、
公布後3年以内施行